

伊豆国有林の地域別の森林計画書
第1次変更計画
(変更部分のみ)
(伊豆森林計画区)

計画期間 自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日

関東森林管理局

伊豆国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

1. 計画箇所以外で発生した荒廃箇所において、溪間工及び山腹工を実施するため、「実施すべき治山事業の数量」を変更する。

なお、本計画は令和7年4月1日から適用する。

【変更項目】

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
熱海市	1006、1010	2	—	溪間工	
伊豆市	1、22、24、39、48、49、69、70、 88、118、121、127、151、161、 250、252、264、265、266	19	10	溪間工 山腹工	
河津町	567、570、572、577、580、582、 590、593、605、613、615、631、 632、634、646、661、671、672	18	10	溪間工 山腹工	
西伊豆町	404、407、417、419、463、464、 466、467	8	—	溪間工 山腹工	
東伊豆町	689、690、701、716、724、726、 728	7	7	溪間工 山腹工	
合計		56	27		